

府中市住宅マスタープラン検討協議会の傍聴について

傍聴される方は、会議の進行を妨げないよう、次の点をお守りください。

- 1 傍聴できる人数は原則として10人以内とし、先着順とします。
- 2 会場で住所、氏名、電話番号を記入して、ロビー等、会場の外でお待ちください。事務局がご案内しますので、指定された席にお座りください。
- 3 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他会長が職務執行上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。
- 4 会議中は静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
 - (1)発言をしない
 - (2)みだりに席を離れたり、外部に出たりしない
 - (3)会議中、写真、映画等の撮影、録音をしない
- 5 前条の規定に違反し、そのため審議会の進行が妨害されると認められる場合は、退場していただくことがあります。